

～保険医療機関及び保険薬局の皆さまへ～

(このお知らせは、すべての保険医療機関及び保険薬局へ送付させていただいております。)

電子レセプトへの「枝番」の記録について

- ① 「枝番」の記録をする際は、記録する項目に留意していただくようお願いいたします。
- ② 「枝番」の記録は、原則、令和3年9月診療（調剤）以降分からとなります。

【①について】

・電子レセプトに「枝番」を記録する際は、必ず「枝番」項目に記録していただくようお願いいたします。(誤って「番号」項目に記録されている事例が散見されますので、ご留意をお願いいたします。)

【②について】

・令和3年9月診療（調剤）以降において、被保険者証に「枝番」の記載がない場合は、「枝番」の記録をせずにご請求いただくことが可能です。なお、その場合については、審査支払機関において資格確認を行った際に「枝番」を補記したうえで保険者等へ提供いたします。

・令和3年8月診療（調剤）以前分の電子レセプトについても、「枝番」を記録しご請求いただくことが可能です。その場合は、当該情報について、審査支払機関において読み飛ばし、保険者等への提供は行いません。

・診療（調剤）年月に関わらず、医療機関等で使用しているレセプトコンピュータに「枝番」の登録をしていただくことは可能です。(ご使用のレセプトコンピュータに係る「枝番」登録への対応状況については、システム会社等に照会をしていただくようお願いいたします。)

レセプトへの記録

被保険者証の記載例

健康保険被保険者証

保険者番号:06139999

記号:1 番号:234 (枝番)00

氏名:資格 太郎

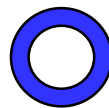
生年月日:平成2年3月4日

正しい記録

「記号」項目 … 1

「番号」項目 … 234

「枝番」項目 … 00 (令和3年9月診療(調剤)分以降)



誤った記録

「記号」項目 … 1

「番号」項目 … 23400 又は 234 (枝番) 00



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

【本件に関するお問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金神奈川支部

審査企画部 事業管理課

☎045-661-1021 (代表)

国民健康保険中央会

都道府県国民健康保険団体連合会

【本件に関する問い合わせ先】

神奈川県国民健康保険団体連合会

審査部 審査第2課

☎045-329-3422